

Ashiya information

お知らせ

3月26日(土)・4月2日(土)
市役所本庁舎を一部開庁

3月26日(土)・4月2日(土)に業務を行う課は表のとおりです。これ以外の業務は行っておりません。※他の公共機関が閉庁のため、対応できない場合があります

場所		業務を行う課 ※組織改正により課名変更の可能性あり
北館	1階	市民課 (新築等により住居表示付定が必要な転入・転居、転入特例、国外からの転入、旧姓(旧氏)併記の手続き、住民票の広域交付、申告を伴う所得・課税証明書、年金業務は除く)
	4階	教育委員会 管理課 (就学・就園・大学等入学支度金業務のみ)
南館	1階	保険課 (後期高齢者医療系の保険証の交付・登録状況の照会を除く)
		地域福祉課福祉医療係
		生活援護課 (相談受付業務のみ)
		障がい福祉課
	高齢介護課	
	子育て推進課	こども係 (児童手当・児童扶養手当業務のみ)

■問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

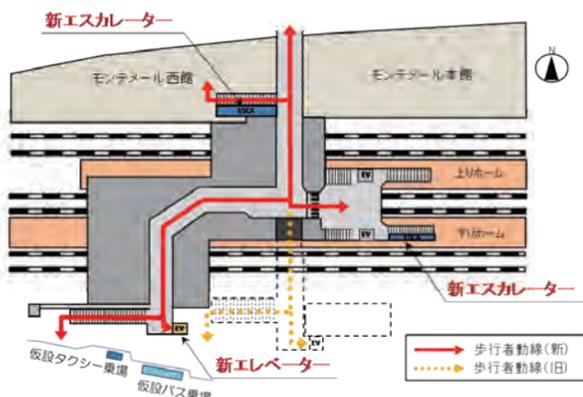
第34回 芦屋さくらまつりの中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年のさくらまつりは中止します。

■問い合わせ 芦屋さくらまつり協議会事務局
☎38-2007(市民参画・協働推進室内)

3月26日(土)よりJR芦屋駅
構内通路が新しくなります

JR芦屋駅改良工事の一部が完成し、南口の階段とエレベーターの位置が変わります。北口階段のエスカレーターと下りホームのエスカレーターも稼働を開始します。全体完成は2023年度の予定です。



■問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

防災情報マップを
動画で解説

防災情報マップの使い方や活用方法を分かりやすくストーリー仕立てで解説した動画をYouTube「芦屋市広報チャンネル」で公開中です。DVDでの貸出しも行っています。集会や勉強会など様々な場面でご利用ください。防災情報マップは自宅への災害の危険や自分の避難行動を確認できます。ぜひ、ご活用ください。

【あしや防災ガイドブックが
新しくなりました】

3月に市内全てのご自宅へ配布します。

■問い合わせ
防災安全課 ☎38-2093

警察官に
感謝状を贈呈

太田行雄氏(交通課交通捜査係)〈写真中央〉と
大加茂徹氏(地域課地域第1係)〈写真左〉

市民生活の安全や市内の治安維持などに功績のあった警察官へ、いとう市長から感謝状を贈呈しました。

■問い合わせ 市長室 ☎38-2000

パブリックコメント
(市民意見)募集の結果

たくさんのご意見ありがとうございました。結果を3月7日より市ホームページで公開します。

【計画】

- ▶環境処理センター施設整備基本構想(環境施設課)
- ▶一般廃棄物処理基本計画(環境施設課)
- ▶第4次地域福祉計画(地域福祉課)
- ▶市立芦屋病院新中期経営計画(芦屋病院総務課)

■問い合わせ 市民参画・協働推進室 ☎38-2007

申請・届け出

子育て世帯への
臨時特別給付金

子ども一人当たり10万円を支給しています。申請がまだの方は3月中に申請してください。

■対象児童 平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

■支給対象者 対象児童を養育する保護者のうち主たる生計維持者※所得制限あり

■申請が必要な人

▶公務員の人

▶高校生のみを養育している人

■申請方法 3月31日(木)〈消印有効〉までに申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて下記窓口へ※令和4年3月生まれの新生児分は4月15日(金)まで可

【離婚等により受給できていない人へ】

令和4年2月末時点で対象児童を養育している人で、令和3年9月以降の離婚等により給付金を受給できていない人も受給対象になりました。受給には申請が必要です。

■問い合わせ 子育て推進課こども係 ☎38-2045

住民税非課税世帯等に
対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等へ1世帯あたり10万円を給付します。対象世帯の世帯主は手続きをしてください。

【非課税世帯】

■対象 基準日(令和3年12月10日)時点で市内に住み票があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

■申し込み 対象世帯に確認書を2月下旬に郵送済です。必要事項を記入し、5月16日(月)〈消印有効〉までに返送してください

※令和3年1月2日以降に転入した人がいる対象世帯には、随時郵送しています

※扶養されていた人で令和3年1月2日～12月10日に離婚した場合は申請が必要です

【家計急変世帯】

■対象 申請時点で市内に住み票があり、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、下記の要件を満たす世帯

▶世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月の収入×12カ月の金額)が住民税非課税相当

■申し込み 9月30日(金)〈消印有効〉までに申請書(下記窓口で配布・電話で郵送依頼可・市ホームページでダウンロード可)・必要書類を郵送で下記へ

※世帯員全員が、住民税が課税されている人に税法上扶養されている場合は受給できません

※DV等避難中の方は住民票を移してなくても市から受給できる場合があります

■問い合わせ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当 ☎38-2053(〒659-8501 住所不要)